

第5章 事後調査結果報告書を提出する時期

事後調査結果報告書は、表 5-1 に示すとおり工種毎の工事完了後において、事後調査の結果が明らかとなった時点で提出するものとします。

その際、環境影響評価手続きで提出された国土交通省関東地方整備局長、神奈川県知事、横浜市長からの意見に対する履行状況についても、事後調査結果報告書に記載します。

また、事後調査の結果等については、ホームページ等を活用して、適宜、住民の方々に情報提供します。

表 5-1 事後調査結果報告書を提出する時期

年度 (令和)	4	5	6	7	8	9	10	11~15
米軍施設撤去工事		●	—————	●				
準備工事		●	—————	●				
土壌汚染対策工事		●	—————	●				
土工事			●	—————	●			
調整池工事			●	—————	●			
擁壁工事			●	—————	●			
下水道工事			●	—————	●			
道路工事			●	—————	●			
河川切り回し工事			●	—————	●			
後片付け							●	
測量等								●
事後調査結果報告書提出					①	②	③	④

注：事後調査結果報告書の提出は上記①～④の時期を想定していますが、工事の進捗等により変更となる場合があります。①～④の各時期における報告事項は下記を想定していますが、工事の進捗に伴い、特筆すべき事象が発生した場合（例えば、地下水汚染が判明するなど、長期のモニタリングを行う必要が生じた場合等）は、各調査結果がまとまり次第報告します。

①米軍施設撤去工事並びに土壌汚染対策工事の完了時

報告事項：大気質、騒音、水質、地下水、動物、植物、生態系、地域社会、文化財

なお、万一、土壌汚染対策工事に遅延が生じた場合は、米軍施設解体工事完了時に土壌汚染対策工事の経過も踏まえた報告を行います。

②調整池工事並びに河川切り回し工事の完了時

報告事項：水質、その他の水環境、動物、植物、生態系、文化財

③土工事の完了時

報告事項：大気質、騒音、水質、地下水、動物、植物、生態系、地域社会、文化財

④道路工事完了時＝基盤整備工事完了時

報告事項：工事中全般に係る内容（①～④のとりまとめを含む。）

